

愛知県認知症希望大使 募集要領

1 目的

認知症の方ご本人がご自身の経験や希望などを伝えていただくこと等により、多くの方々を元気づけ、認知症の人に対する正しい理解を広めていただく。

2 大使の概要

(1) 名称

愛知県認知症希望大使

(2) 人選

公募（公募に際しては、提出いただいた書類をもとに面談を行います。）
（詳細については「6面談方法」を参照。）

(3) 委嘱数

1名程度

(4) 任期

委嘱の日（2024年4月1日）から最大2027年3月31日まで
（毎年度、ご本人に継続の意向確認を実施します。）

(5) 活動内容

認知症の方を含む県民の集う場や動画等でご自身の経験や思い、希望等についてお話しいただきます。

- お話しいただく場は県や市町村が行う、本人・家族交流会、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、講演会などを想定しています。
- お話しいただく方法は支援者との対談形式や原稿を読みながらの発表など、大使がお話ししやすい方法を考えていきます。
- 県からの委託団体（2022年度2023年度は愛知県作業療法士会）が、活動のマッチングや同行支援といった伴走支援を行います。
- 既に関係を築かれている支援者等と活動をすることも可能です。
（その際は県からの委託団体との調整にご協力ください。）
- お話しいただく内容、地域、頻度については委嘱後、適宜相談してまいります。
具体例：〇〇市近郊で小規模の集まりであれば対応可能など
- 活動にあたり以下の行為等は決して行わないでください。
 - ①特定の宗教、政治、団体等の宣伝普及
 - ②公序良俗に反する行為、発言
 - ③特定の個人や団体等を侵害する行為、発言

(6) 報酬

県からの依頼により、上記の活動を行う場合には、謝金及び交通費実費をお支払いします。

3 応募資格

以下の要件をすべて満たす方（自薦・他薦は問いませんが、他薦の場合は必ずご本人の同意を得て応募してください。）

- 県内在住であること
- 認知症（若年性認知症を含む。）の診断を受けていること
- 認知症の普及啓発活動に意欲があり、県及び市町村等と協力・連携ができること
- 氏名・年齢・居住市町村名・顔写真を公表できること

4 スケジュール

- ・面談 2024年3月25日（詳細については「6面談方法」を参照）
- ・委嘱 2024年4月1日

5 応募方法

（1）提出書類

別紙「愛知県認知症希望大使 応募用紙」をダウンロードし、提出してください。
ダウンロードが難しい場合は、「7お問合せ先」までご連絡ください。

（2）提出期限

2024年3月15日（金）午後5時（必着）
（郵送の場合は当日消印有効）

（3）提出方法

持参又は郵送により、ご提出ください（電子メール及びFAXによる応募不可）。

- ・持参する場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

提出先：愛知県庁西庁舎2階 地域包括ケア・認知症施策推進室
認知症施策推進グループ

郵送先：〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県 福祉局 高齢福祉課 地域包括ケア・認知症施策推進室
認知症施策推進グループ宛

6 面談方法

（1）面談手順

応募書類の内容を確認のうえ、交流会形式の面談を行います。面談内容・手順は非公開とし、委嘱理由等に関するお問合せには応じないこととします。

なお、応募人数次第ですが、応募者全員での交流会形式の面談を予定しています。

(2) 面談概要

面談は下記の日程・会場で行います。支援者の方（1名まで）の参加も可能です。会場までの移動が難しい場合はご相談ください。

面談時間、場所を含めた詳細については、後日応募者に電子メール等でご連絡いたします。

日 時：2024年3月25日（月）

（面談時間は1時間程度を予定しています。）

場 所：愛知県庁内会議室（予定）

内 容：応募いただいた本人、支援者（1名まで）、県職員等一堂に会して交流会形式でお話を伺います。これまでのご本人の活動や大使として活動したいこと、特技・趣味などをお聞かせください。

注意事項：面談に参加しない方は、応募を辞退したものとみなします。

出席に係る費用は応募者の負担とします。

(3) 結果報告

面談後、大使の委嘱可否については書面で御連絡します。

また、委嘱にあたり県ホームページでの掲載や発表を予定しています。

7 問合せ先

愛知県 福祉局 高齢福祉課

地域包括ケア・認知症施策推進室 認知症施策推進グループ（草野）

電 話：052-954-6310

F A X：052-954-6919

メール：chiikihoukatu@pref.aichi.lg.jp

※ ご質問がある場合は電子メール（件名：愛知県認知症希望大使に関する質問について）で送信してください。

メールでの問合せが難しい場合は、電話や郵送等でご連絡ください。